定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年三月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年二月十六日

大阪市浪速区桜川三丁目七番一二号

株式会社大阪第一食糧

代表取締役社長　市丸　勝一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である井出清彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年二月十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ルナー・ファンディングVIリミテッド

日本における代表者　井出　清彦

限定承認公告

本籍東京都足立区千住東一丁目一三番地、最後の住所東京都足立区千住東一丁目二二番一三号

被相続人　亡　堀場　祐子

右被相続人は平成二十六年九月一日死亡し、その相続人は平成二十七年二月二日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十六日

千葉県流山市南流山一丁目一番地一三南流山高雅ビル二階　限定承認者　堀場喜久恵

法定代理人成年後見人　渡辺　數樹

限定承認公告

本籍東京都小平市小川西町五丁目二三五四番地一九、最後の住所東京都小平市小川西町五丁目二四番四号　被相続人　亡　君島　隆雄

右被相続人は平成二十六年十月十八日死亡し、その相続人は平成二十七年二月三日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十六日

東京都立川市柴崎町三丁目一〇番一三号プラウド立川五〇五号

相続財産管理人　岡本　昭仁

限定承認公告

本籍愛媛県東温市上村甲四六七番地一、最後の住所愛媛県東温市上村甲四六七番地の一

被相続人　亡　岩田　清則

右被相続人は平成二十六年十月三十日死亡し、その相続人は平成二十七年二月五日松山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十六日

愛媛県東温市田窪一九五四番地一八

相続財産管理人　岩田　光弘

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000271/swby/

平成二十七年二月十六日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ジャパン・アセット・エイティーン・ホールディング特定目的会社

取締役　長縄　順一

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000296/nwy0/

平成二十七年二月十六日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

グローバル・アセット・トゥエンティス リー・ホールディング特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条に基づき優先資本金のうち、B号優先出資に係る優先資本金の額を金一億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年十月二十二日付官報の号外第二三四号一二〇頁に掲載されています。

平成二十七年二月十六日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

秋葉原大栄ビル特定目的会社

取締役　塩野　光二

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条に基づき優先資本金のうち、A号優先出資に係る優先資本金の額を、金十三億九千九百三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年十月二十二日付官報の号外第二三四号一二〇頁に掲載されています。

平成二十七年二月十六日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

秋葉原大栄ビル特定目的会社

取締役　塩野　光二

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済A号優先出資のうち、二万七千九百八十六口を消却することにいたしましたので、右消却に係る当社のA号優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年三月十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年二月十六日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

秋葉原大栄ビル特定目的会社

取締役　塩野　光二

債権申出の公告（第一回）

当社規約型企業年金は、平成二十六年十一月二十六日に確定給付企業年金法第八十三条第一号第一項に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月十六日

愛知県江南市小杁町鴨ヶ池三二〇番地

規約型確定給付企業年金清算人

井上　錦一

訂正公告

平成二十七年一月二十八日掲載の函館家庭裁判所に係る平成二十六年（家）第五八九号失踪に関する届出の催告中、申立人住所「函館市尾札部町1310番地」とあるは「函館市尾札部町1310番地」の、本籍「北海道尾札部町275番地」とあるは「北海道函館市尾札部町275番地」の誤りにつき訂正します。

訂正公告

平成二十七年一月二十六日（号外第一五号）掲載の左記会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、「左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。」とあるは、「左記会社は合併して乙は甲の権利義務全部を承継して存続し甲は解散することにいたしました。」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十七年二月十六日

滋賀県大津市里六丁目二〇番一号

（乙）株式会社Ｆａｃｉｏ

代表取締役　落合　正敏

滋賀県大津市大萱七丁目一〇番七七―一〇二号フレアスクエア

（甲）株式会社ＴＡＮＯＴＯ

代表取締役　落合佳奈子

正誤

ページ	段	行	誤	正
二八	上	一四（終りから）	の規定	及び関係法律の規定

（同号外）公布厚生労働省令第五号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令）（印刷誤り）

ページ	段	行	誤	正
四三	下	一二	地域移行型	地域移行支援型

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月十六日付第三三号三二

年十二月二十六日付衆会第

ページ●同日付政府調達第二九号五六ページ●二十六

三号㈠二ページ●同㈡八ページ●同㈢四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）